

## 座間市緑ヶ丘地区街づくり申し合わせ

### (目的)

第1条 この申し合わせは、座間市緑ヶ丘土地区画整理区域内における建築物の敷地、意匠、垣、柵等に関する基準を申し合わせ、緑豊かな住み良い街づくりをめざすことを目的とします。

### (名称)

第2条 この申し合わせは、「座間市緑ヶ丘地区街づくり申し合わせ」(以下「申し合わせ」という。)と称します。

### (申し合わせの範囲)

第3条 この申し合わせの範囲は、別図1のとおりとします。

### (申し合わせの確認及び指導要請)

第4条 街づくり委員会は、申し合わせの締結について、市へ確認書を提出するものとします。

2 新緑ヶ丘自治会(以下「自治会」という。)は、街づくり申し合わせの運用について、市に意見を求めることとします。

### (申し合わせの締結)

第5条 この申し合わせは、第3条に掲げる区域内の土地所有者、及び建物の所有を目的とする地上権、又は借地権を有する者(以下「土地所有者等」という。)の3分の2以上の合意により締結します。

### (申し合わせの変更並びに廃止)

第6条 この申し合わせの第3条、第7条、第9条、第10条を変更しようとするときは、自治会の総会において3分の2以上の同意によります。

2 この申し合わせを廃止しようとする場合は、自治会の総会において過半数の同意によります。

### (申し合わせによる基準)

第7条 申し合わせによる基準は、次のとおりとします。

#### 1) 敷地の高さの基準

敷地の地盤高は、土地区画整理事業による造成高を原則とします。

#### 2) 擁壁の保全等

(1) 土地区画整理事業により設置された擁壁を保全することを原則とします。

(2) 道路に面する部分に擁壁を設置する場合は、その位置、形状等周囲の景観と調和のとれたものとします。

#### 3) 擁壁の利用制限

擁壁のはねだし利用は禁止します。

#### 4) 駐車場用地の確保

住宅を建設しようとする者は、戸数分の台数を当該敷地内にて確保することを原則とします。

#### 5) 建築物の意匠

建築物の外壁及び屋根の色彩は原色を避け、周囲の景観と調和のとれたものとします。

#### 6) 建築物の屋根の形状

建築物の屋根の形状は、原則として勾配屋根とします。

#### 7) 垣、柵の構造

コンクリートブロック造、石造、レンガ造等以外の生垣、又は透視可能な柵とします。

柵の高さは1.2m以下とし、その基礎の立上りは0.4m以下とし、その位置は擁壁天端の笠石を避けることとします。(但し、門柱、門扉等を除く。)

#### 8) 緑化の推進

庭や植栽帯の緑化や維持管理に努めると共に、庭木の高さ、形状、種類については、周囲に迷惑をかけないように十分な手入れ等に努めるものとします。

#### 9) 看板、広告物

規模、形状、色彩等、周囲の景観と調和のとれたものとします。

#### 10) 自動販売機

第一種低層住居専用地域内は、原則として設置を禁止します。但し、店舗に併設するもの、及び建築物内で使用されるもので、周囲の環境を損なわないものはこの限りではありません。

#### 11) 空地の管理

常に適性な維持管理に努めるものとし、周囲の環境に影響を及ぼすものの利用は禁止します。

#### 12) 隣地環境周辺の利用制限

隣地との境界周辺(官民境界を除く。)に工作物、及び垣、柵等を設置する場合は、隣地の土地所有者等と協議するものとします。

(運営)

第8条 この申し合わせの運営は、自治会が行います。

(違反した者に対する措置)

第9条 この申し合わせに違反した者があった場合、自治会は当該違反者に対し、相当の猶予期間をつけて、当該行為を是正させるため必要な措置をとることができます。

(有効期限等)

第10条 この申し合わせの有効期間は、締結の日から10年とします。

2 締結の日以降、新たに土地所有者等となった者もこの申し合わせ者とみなします。

3 期間満了6ヶ月前までに、有効期間の延長の異議のない場合、更に5年延長するものとし、この後において期間満了の時も同じです。

(適用の除外)

第11条 第7条の基準において、申し合わせ締結以前のもの、又は特別な事情によるものと自治会が承認したものは、その限りではありません。

(委任)

第12条 この申し合わせに定めるもののほか、運営、基準、その他の細目について必要ある事項は自治会で協議し、別に定めます。

附則

この申し合わせの締結は、平成5年3月27日とし、施行は平成5年4月1日とします。

附則

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成9年7月11日から施行する。

# 座間市緑ヶ丘土地区画整理事業

別図1

街づくり申し合わせの区域図

